

議第40号

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年5月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

職員の期末手当の支給率を改定するため改正しようとする。

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員（第26条第2項及び附則第29項において「管理職職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員（第26条第2項及び附則第29項において「管理職職員」という。）にあつては<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

(高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年高山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条</p>

の2及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項及び第2項中「市の規則で指定するもの」とあるのは、「市の規則で指定するもの（高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年高山市条例第24号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第24条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

の2及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項及び第2項中「市の規則で指定するもの」とあるのは、「市の規則で指定するもの（高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年高山市条例第24号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第24条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の高山市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び高山市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第24条第4項若しくは第5項、第30条第1項から第3項まで若しくは第6項又は高山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年高山市条例第23号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例及び高山市公営企業職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第7号）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
    - ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
    - イ 新給与条例第24条第2項に規定する管理職職員 107.5分の15
  - (2) 再任用職員 72.5分の10  
（高山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 高山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="284 286 371 320">附 則</p> <p data-bbox="196 398 802 488"><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="914 286 1002 320">附 則</p> <p data-bbox="866 342 1026 376"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="834 398 1433 488">1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="866 510 1433 600"><u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p data-bbox="834 622 1433 1093">2 <u>会計年度任用職員のうち、令和3年12月にこの条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対して令和4年6月に支給する期末手当については、高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年高山市条例第 号)附則第2項に規定する措置の例により、その額を減ずるものとする。</u></p>